

## 明星大学バドミントン部規約

(名称)

第1条 本部は明星大学バドミントン部（以下本部）と称する。

(場所)

第2条 本部は目的に賛同し自発的に参加する者で組織し、本部を明星大学に置く。

(趣旨・目的)

第3条 本部はその活動を通じて、部員相互の親睦、及び教養・健康の推進を図り、技術の向上に資することを目的とする。

(活動)

第4条 本部は前条の目的達成のために次の活動を行う。

① 通常練習

② 定期戦への参加

③ その他、適当と認める大会等への参加

④ 昨年度までの活動実績は以下の通りとする

4月：春季リーグ戦 5月：新入生歓迎会 6月：〇〇演奏会 7月：自由練習期間

8月：夏合宿 9月：秋季リーグ戦 10月：幹部交代 11月：新人戦

12月：三多摩バドミントン大会 1月：自由練習期間 2月：春合宿 3月：卒業式

(組織)

第5条 本部は以下の通り役員を置き、組織の健全な運営のために寄与しなければならない。

部長 1名

主務 1～2名

会計 1～2名

合宿担当 1～2名

OB担当 1～2名

この他、明星大学体育会本部の定める係の担当を別に定めることとする。(役員と兼任可)

また本部に顧問を置き、教員の立場から、部の活動・運営に助言と指導を与える。明星大学総務課職員の吉田亮太郎様に依頼する。

第6条 本部の構成員は、前条の活動目的に反する行為を行った場合は、除名とする。または期間を定めて活動参加を制限するものとする。

(議決)

第7条 本部に「部会」を置き、部の企画運営に関する事項を審議・決定する。

(会計)

第8条 本部の運営経費は、原則として部員からの部費及び毎年度大学から支給される学友会活動費、明星大学育成会の定める学生生活活性化補助費を充てるものとする。

(事故防止の義務)

第9条 本部（サークル）は事故を未然に防ぐ能力を取得し、つねに事故を防ぐための最善の努力をしなければならない。万一不測の事態が発生した場合、人命救助を最優先とする。

(その他)

第10条 この規約の改廃は、部会により承認を受けなければならない。

付則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。